

令和2年6月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和2年度6月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和2年6月定例会議案説明資料目次

生活環境部

## 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和2年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 循環型社会推進課	1 2
		山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	3
		くらしの安心推進課 住まいまちづくり課 水環境保全課	4 7 8
	2 歳入歳出事項別明細書		9
	3 節の明細		17

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	18
議案第10号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	くらしの安心推進課	24

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	令和元年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	緑豊かな自然課 他	26
報告第4号	令和元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	水環境保全課	27

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
循環型社会推進課	150,513	14,000	164,513	14,000				
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	64,281	3,717	67,998		(1,500)		717	県負担額 2,217
くらしの安心推進課	484,211	204,500	688,711	204,500				
住まいまちづくり課	2,264,425	5,000	2,269,425				5,000	
水環境保全課	696,307	563	696,870				563	
合計	8,158,689	227,780	8,386,469	218,500	(1,500)	0	6,280	県負担額 2,217
<p>説明</p> <p>(一般会計)</p> <p>循環型社会推進課 (新) 新型コロナウイルス対策リユース容器等活用支援事業に係る補正</p> <p>山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 (新) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の空調設備動力源改修工事に係る実施設計委託に係る補正</p> <p>くらしの安心推進課 (新) ペット一時預かり体制整備事業に係る補正 他</p> <p>住まいまちづくり課 バリアフリー環境整備促進事業に係る補正</p> <p>水環境保全課 (新) 複合バイオマス資源活用検討事業（天神川流域下水道）に係る補正</p>								

(注) 起債欄の上段〈 〉書きは交付税措置額を除いた金額である。  
備考欄の県負担額は起債欄の〈 〉書きの金額と一般財源、繰入金の金額を加算したものである。

令和2年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課（内線：7198）

4目 環境保全費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス対策リユース容器等活用支援事業	0	14,000	14,000	14,000				
トータルコスト	0	15,574	15,574	(補正に係る主な業務内容) 事業説明・補助金事務業務				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	—							

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症まん延予防の取組として、飲食店等では持ち帰り（テイクアウト）が増加している。テイクアウト用容器を使い捨て容器からリユース容器等の環境配慮容器に切り替えること及びリユース容器を貸し出すサービスを行う県内事業者を増やし、飲食店等の事業者が手軽にリユース容器を利用できる環境を整備することで、プラスチックごみの排出抑制を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	県補助率 (上限額)	予算額
エコテイクアウト推進	テイクアウト用容器にリユース容器や紙や竹製等の環境配慮容器を導入する事業者を支援する。 [補助対象経費] リユース容器等の購入費用 [事業実施主体] 事業者(上限 100 千円×100 事業者)	10/10 (100)	10,000
リユース容器提供サービス事業導入支援	新たにリユース容器の貸出しを実施するための環境整備等を行う事業者を支援する。 [補助対象経費] リユース容器等の資機材購入費 [事業実施主体] 事業者(上限 2,000 千円×2 事業者)	2/3 (2,000)	4,000
合計			14,000

3 これまでの取り組み状況・改善点

- ・使い捨てプラスチック容器等を削減するため、イベントなどにおけるリユース容器の利用促進を図ってきた。
- ・一方、県内にはリユース容器の貸出事業者は1者のみで、県民への普及について課題があった。
- ・今回の新型コロナウイルス禍により、飲食店等でのテイクアウトが増加した一方、使い捨てプラスチック容器ごみの増大も懸念されることから、リユース容器の利用促進及び、リユース容器を貸し出す事業者の育成を図る。

## 令和2年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（内線：0857-72-8987）

1目 観光費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の空調設備動力源改修工事に係る実施設計委託	0	3,717	3,717		<1,500> 3,000		717	県費負担 2,217
トータルコスト	0	4,504	4,504	（補正に係る主な業務内容） 空調設備改修に係る設計				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	－							
<p>事業内容の説明</p> <p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>耐用年数の到来に伴い、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の冷暖房空調設備を更新するにあたり、エネルギー源を木質ペレットから電気に変更するための実施設計を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>空調設備動力源改修工事に係る実施設計委託料（3,717千円）</p> <p>現在、冷暖房空調設備で使用しているペレットボイラーの吸収式冷温水機から、維持管理費が安価となる電気に改修するための工事に係る設計委託料</p>								

（注）記載欄の〈 〉書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、記載欄の〈 〉書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

## 令和2年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

くらしの安心推進課（内線：7877）

3 目 予防費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ペット一時預かり体制整備事業	0	4,500	4,500	4,500				
トータルコスト	0	5,287	5,287	（補正に係る主な業務内容） ペット一時預かりに係る事務等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	—							

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

新型コロナウイルス感染者が入院又は宿泊療養することとなった際に、ペットの預け先を確保できなかった場合に備え、一時的に預けられる体制を整える。

**2 主な事業内容**

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
ペット一時預かり体制整備委託	<p>預け先が見つからないペットを、県が指定する動物病院で一時的に預かる。</p> <p>○対象動物 犬又は猫</p> <p>○預かり場所 指定の動物病院（東・中・西部各1か所）</p> <p>○預かり期間 2週間を基本とし、飼い主の療養状況に応じて期間を短縮もしくは延長する。</p> <p>※委託料には動物病院における个人防护衣等の必要経費を含む。 治療が必要な場合、治療費は自己負担とする。</p>	4,500

<参考>

「新型コロナウイルス感染者の飼養するペットの預かり等の相談への対応について」  
（令和2年4月17日付環境省事務連絡）

【都道府県等への依頼事項】

- 1 感染者が飼養するペットの預かり等について円滑に相談することができるよう、動物愛護管理担当部局や地方獣医師会等、相談対応窓口の明確化について検討すること。
- 2 民間での預かり支援や預かり施設への輸送の支援等を行うペットホテルや動物病院等について、地域実態の把握に努めること。
- 3 各自治体の実情に応じて、動物愛護管理センター等の自治体の所有する施設での受入可能性について検討すること。
- 4 預かりに係る相談に対しては、適切な情報提供に努めること。

## 令和 2 年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7284）

3 目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業	0	100,000	100,000	100,000				
トータルコスト	0	100,787	100,787	（補正に係る主な業務内容） 補助金事務等				
従事する職員数	0.0 人	0.1 人	0.1 人					
工程表の政策目標(指標)	—							

**【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】**

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

新型コロナウイルスへの感染予防を図りながら事業を継続していくため、鳥取型「新しい生活様式」版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例（県版ガイドライン）や各業界のガイドラインを基に予防対策に取り組む店舗や事業者に対し、それに係る経費を支援する。また、取組を実践する店舗等を登録するほか、認証制度を設ける。

**2 主な事業内容**

区分	内容
協賛店の登録	県版ガイドラインや各業界のガイドラインを基に、感染予防対策に取り組む店舗・事業者を「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」として登録する。
新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金	感染予防対策に必要な経費を助成する。 ○対象店舗・事業者 飲食店、宿泊施設、観光関係事業者、その他緊急事態宣言が発動されたことに伴い売上が急減した接客を伴う営業店舗（生活衛生業、製造業、小売業、サービス業など） ○補助対象経費 衛生物品購入費（マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液等）、換気扇設置費（点検・クリーニング代含む）、アクリル板等パーティション設置費、非接触型体温計等購入費、キャッシュレス決済導入費、その他施設の感染予防対策に必要と認められる経費 ○補助額 1施設 上限 20 万円 （複数店舗を有する事業者は店舗数に関わらず上限 40 万円） ○補助率 9/10
認証制度	「新型コロナウイルス感染拡大予防対策認証制度」を設け、高度な感染予防対策に取り組む店舗・事業者に対して、認定証を交付する。

※別途、新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費より 90,000 千円対応。

## 令和2年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

くらしの安心推進課（内線：7185）

3 目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型コロナウイルス感染症対策事業（軽症者等宿泊療養運営事業）	299,436	100,000	399,436	100,000				
トータルコスト	300,223	100,787	401,010	（補正に係る主な業務内容） 民間宿泊施設等借上げに係る事務等				
従事する職員数	0.1人	0.1人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	—							

**【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】**

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

今後の新型コロナウイルス感染症患者の拡大に備え、無症状の方や軽症者の療養を行えるよう宿泊療養施設の更なる確保を進める。

**2 主な事業内容**

民間宿泊施設の借上げに要する経費（300室程度）

厚生労働省の示す数式による推計では、感染者が大幅に増えた時に必要な病床数の目安は1,000床程度であり、病院の病床300床のほか、既に令和2年5月に民間宿泊施設と協定を締結し400室を確保している。今回、ピーク時に備え300室を追加で確保する。

**<参考>**

「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について」（令和2年3月6日付事務連絡）

新型コロナウイルス感染症患者について、「国内での館患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制の確保について」を基に、ピーク時の外来受診患者数、入院治療が必要な患者数、重症者数を計算し、医療需要の目安とする。



令和2年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7391)

4 目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	13,875	5,000	18,875				5,000	
トータルコスト	18,597	5,787	24,384	(補正に係る主な業務内容) 補助事業の地方機関との調整、制度設計及び周知、福祉のまちづくり条例に係る事務				
従事する職員数	0.6人	0.1人	0.7人					
工程表の政策目標(指標)	—							

1 事業の目的・概要

民間建築物及びその敷地のバリアフリー環境整備を促進するため、整備にかかる経費について、市町村との協調支援を行う。

2 主な事業内容

- ・「鳥取県福祉のまちづくり推進事業」において、令和2年度から国庫対象外となったため、事業内容を見直すとともに、不足する予算を増額補正する。
- ・補助率の見直し (特別特定建築物の改修 補助率 3/4 ⇒ 2/3) (単位: 千円)

補助対象者	民間建築物の所有者 (市町村への間接補助)		
補助対象施設	民間の特定建築物のうち、バリアフリー法が対象とする面積規模未満のもの等		
補助対象経費	メニュー		限度額 (改修)
			限度額 (新築)
	車いす使用者用便所及び当該便所に至る経路の整備 (特定建築物の場合)	1,200	3,000
	オストメイト対応設備の整備	1,000	1,000
	エレベーター整備 (特定建築物のみ)	3,000	20,000
	玄関の音声誘導装置等整備 (特定建築物のみ)	1,000	3,000
	電光掲示板、フラッシュライトの整備	500	500
	車いす使用者用便所・当該便所に至る経路の整備 (特別特定建築物の場合)	—	5,000
	玄関の自動扉及び敷地内通路の整備	—	5,000
	車いす使用者用駐車場と屋根の整備	2,000	2,000
	既存建物の便器等部分改修	—	5,550
	車いす使用者用客室の整備 (特別特定建築物のみ)	—	5,000
	200平方メートル以下の小規模建築物に係る提案工事等	—	500
補助率 (負担割合)	見直し前	見直し後	
	(1) 特別特定建築物の改修 3/4 (国 3/8、県 1.5/8、市町村 1.5/8) 所有者 1/4 (2) 特定建築物の新築・改修 1/2 (国 1/4、県 1/8、市町村 1/8) 所有者 1/2	(1) 特別特定建築物の改修 2/3 (県 1/3、市町村 1/3) 所有者 1/3 (2) 特定建築物の新築・改修 1/2 (県 1/4、市町村 1/4) 所有者 1/2	

特定建築物: バリアフリー法施行令第4条に掲げる建築物で、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場等多数の者が利用する建築物

特別特定建築物: バリアフリー法施行令第5条に掲げる建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物

3 これまでの取組状況・改善点

- ・平成23年度より、社会資本整備総合交付金の基幹事業であるバリアフリー環境整備促進事業 (地域要件: 人口5万人以上の市) の効果促進事業枠を活用して、当事業を行ってきた。
- ・令和2年2月に、国土交通省より、効果促進事業枠の用途を厳格化し、令和2年度以降当事業に効果促進事業枠の活用を認めない方針が示されたことから事業内容の見直しを行う。

## 令和 2 年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

2 項 環境衛生費

水環境保全課 (内線 : 7 4 1 3)

4 目 環境保全費

(単位 : 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 複合バイオマス資源利活用検討事業 (天神川流域下水道)	0	563	563				563	
トータルコスト	0	1,350	1,350	(補正に係る主な業務内容) 事業者提案の募集・審査、有識者検討会の開催				
従事する職員数	0.0 人	0.1 人	0.1 人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

**1 事業の目的・概要**

天神川流域下水道における下水汚泥等のバイオマス資源の利活用について、民間事業者から提案を募集し、有識者等で構成する検討会において導入の可能性を検討 (予備調査) する。

**2 主な事業内容**

(単位 : 千円)

区 分	内 容	予算額
民間提案の募集	複合バイオマス資源の利活用案を募集する。	300
有識者検討会の開催	募集要項の作成及び提案内容の審査を行う。	263
合 計		563

**3 これまでの取組状況・改善点**

- ・平成 23 年度に「天神川流域下水道下水汚泥有効利用事業検討会」を設置し、下水汚泥の有効利用に焦点を絞った民間提案の募集・検討を行い、経費負担者である 4 市町と協議した結果、新たな施設整備への投資を伴わない最も安価な外部搬出 (処理委託) の方法が最終的に採用され、年間の処理費は 8 千万円程度となっている。
- ・下水処理場における多様なバイオマス資源の有効活用は、技術の進展に伴い全国的にも取組が進んでいるため、本県においても下水汚泥にし尿・浄化槽汚泥や生ごみなどを加えた形でのバイオマス資源の活用可能性を検討する。

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 公衆衛生費		
			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	417,350	83	417,433	69,690	83	69,773	11,328		11,328
2 給料	1,389,718		1,389,718	717,893		717,893	103,653		103,653
3 職員手当等	825,011		825,011	373,114		373,114	53,823		53,823
4 共済費	538,593		538,593	255,613		255,613	37,171		37,171
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	53,984	750	54,734	12,738	300	13,038	388		388
8 旅費	63,829	230	64,059	31,312	180	31,492	5,843		5,843
費用弁償	10,246	180	10,426	5,999	180	6,179	799		799
普通旅費	29,251		29,251	16,914		16,914	4,294		4,294
特別旅費	24,332	50	24,382	8,399		8,399	750		750
9 交際費	100		100	100		100			
10 需用費	854,290		854,290	177,613		177,613	50,450		50,450
11 役務費	94,494		94,494	28,866		28,866	5,823		5,823
12 委託料	1,162,616	14,000	1,176,616	652,773	4,500	657,273	113,257	4,500	117,757
13 使用料及び賃借料	215,554	90,000	305,554	185,364	90,000	275,364	5,400		5,400
14 工事請負費	752,324		752,324	724,256		724,256	4,459		4,459
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	85,960		85,960	27,526		27,526	7,118		7,118
18 負担金、補助及び交付金	5,611,435	5,767,960	11,379,395	520,963	124,000	644,963	8,186		8,186
19 扶助費	1,190,059		1,190,059						
20 貸付金	993,881		993,881	22,214		22,214			
21 補償、補填及び賠償金	4,705		4,705	4,705		4,705			
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金	464,745		464,745	7,966		7,966			
25 寄附金	55,088		55,088	18,188		18,188			
26 公課費	47		47						
27 繰出金									
予備費									
計	14,773,783	5,873,023	20,646,806	3,830,894	219,063	4,049,957	406,899	4,500	411,399
財源									
内									
訳									
国庫支出金	4,104,739	4,872,460	8,977,199	1,030,495	218,500	1,248,995	8,988	4,500	13,488
地方債	401,000		401,000	371,000		371,000	13,000		13,000
その他	1,047,203		1,047,203	227,840		227,840	29,788		29,788
一般財源	9,220,841	1,000,563	10,221,404	2,201,559	563	2,202,122	355,123		355,123

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

款項目 節	4款 衛生費								
	うち生活環境部								
	1項 公衆衛生費			2項 環境衛生費					
	3目 予防費						3目 環境衛生連絡調整費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	10		10	35,822	83	35,905	317		317
2 給料				418,451		418,451			
3 職員手当等				218,397		218,397			
4 共済費				147,909		147,909			
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	308		308	12,350	300	12,650	498		498
8 旅費	1,012		1,012	24,605	180	24,785	700		700
費用弁償	230		230	4,336	180	4,516	27		27
普通旅費	330		330	12,620		12,620	433		433
特別旅費	452		452	7,649		7,649	240		240
9 交際費				100		100			
10 需用費	3,721		3,721	127,163		127,163	77,469		77,469
11 役務費	1,000		1,000	23,043		23,043	480		480
12 委託料	29,847	4,500	34,347	539,516		539,516	92,138		92,138
13 使用料及び賃借料				179,964	90,000	269,964	145,655	90,000	235,655
14 工事請負費				719,797		719,797			
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費				20,408		20,408			
18 負担金、補助及び交付金	8,090		8,090	512,777	124,000	636,777	28,717	110,000	138,717
19 扶助費									
20 貸付金				22,214		22,214			
21 補償、補填及び賠償金				4,705		4,705	4,705		4,705
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金				7,966		7,966			
25 寄附金				18,188		18,188			
26 公課費									
27 繰出金									
予備費									
計	43,988	4,500	48,488	3,033,375	214,563	3,247,938	350,679	200,000	550,679
財源									
国庫支出金		4,500	4,500	1,021,507	214,000	1,235,507	321,714	200,000	521,714
地方債				358,000		358,000			
内その他	1,164		1,164	197,992		197,992	2,237		2,237
訳一般財源	42,824		42,824	1,455,876	563	1,456,439	26,728		26,728

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費		
		うち生活環境部		
		2項 環境衛生費		
		4目 環境保全費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	2,541	83	2,624
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	7,395	300	7,695
8	旅費	20,148	180	20,328
	費用弁償	3,093	180	3,273
	普通旅費	10,342		10,342
	特別旅費	6,713		6,713
9	交際費	100		100
10	需用費	29,465		29,465
11	役務費	20,157		20,157
12	委託料	421,017		421,017
13	使用料及び賃借料	27,442		27,442
14	工事請負費	719,797		719,797
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	19,920		19,920
18	負担金、補助及び交付金	464,246	14,000	478,246
19	扶助費			
20	貸付金	22,214		22,214
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	7,966		7,966
25	寄附金	18,188		18,188
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	1,780,596	14,563	1,795,159
財源内訳	国庫支出金	681,365	14,000	695,365
	地方債	358,000		358,000
	その他	46,205		46,205
	一般財源	695,026	563	695,589

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	7款 商工費								
	うち生活環境部								
							3項 観光費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	54,132		54,132	99		99	99		99
2 給料	380,061		380,061	11,517		11,517			
3 職員手当等	196,062		196,062	5,769		5,769			
4 共済費	162,914		162,914	3,903		3,903			
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	261,981	300,000	561,981	948		948	948		948
8 旅費	56,466		56,466	2,539		2,539	1,839		1,839
費用弁償	9,107		9,107	334		334	334		334
普通旅費	36,983		36,983	2,131		2,131	1,431		1,431
特別旅費	10,376		10,376	74		74	74		74
9 交際費	100		100						
10 需用費	47,126		47,126	5,841		5,841	5,041		5,041
11 役務費	42,983		42,983	3,636		3,636	3,005		3,005
12 委託料	860,236	153,717	1,013,953	23,170	3,717	26,887	23,170	3,717	26,887
13 使用料及び賃借料	145,328		145,328	5,928		5,928	5,258		5,258
14 工事請負費	37,731		37,731						
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	2,500		2,500						
18 負担金、補助及び交付金	11,060,763	733,268	11,794,031	31,837		31,837	31,821		31,821
19 扶助費									
20 貸付金	357,060		357,060						
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金									
26 公課費									
27 繰出金	33,033		33,033						
予備費									
計	13,698,476	1,186,985	14,885,461	95,187	3,717	98,904	71,181	3,717	74,898
財源	内庫支出金	1,355,292	784,296	2,139,588					
	地方債	131,000	3,000	134,000		3,000	3,000	3,000	3,000
	その他	435,938	369,416	805,354	2,817	2,817			
訳	一般財源	11,776,246	30,273	11,806,519	92,370	717	93,087	71,181	717

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	7款 商工費		
		うち生活環境部		
		3項 観光費		
		1目 観光費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	99		99
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	948		948
8	旅費	1,839		1,839
	費用弁償	334		334
	普通旅費	1,431		1,431
	特別旅費	74		74
9	交際費			
10	需用費	5,041		5,041
11	役務費	3,005		3,005
12	委託料	23,170	3,717	26,887
13	使用料及び賃借料	5,258		5,258
14	工事請負費			
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費			
18	負担金、補助及び交付金	31,821		31,821
19	扶助費			
20	貸付金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金			
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	71,181	3,717	74,898
財源内訳	国庫支出金			
	地方債		3,000	3,000
	その他			
	一般財源	71,181	717	71,898

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費								
		補正前	補正額	補正後	うち生活環境部					
					補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	249,354		249,354	27,166		27,166	266		266
2	給料	1,988,602		1,988,602	238,018		238,018	19,195		19,195
3	職員手当等	1,023,321		1,023,321	121,938		121,938	9,615		9,615
4	共済費	718,331		718,331	85,424		85,424	6,505		6,505
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	21,499		21,499	13,669		13,669	326		326
8	旅費	47,958		47,958	6,616		6,616	738		738
	費用弁償	11,521		11,521	1,775		1,775	298		298
	普通旅費	33,857		33,857	4,104		4,104	4		4
	特別旅費	2,580		2,580	737		737	436		436
9	交際費	100		100						
10	需用費	669,735		669,735	17,651		17,651	1,507		1,507
11	役務費	172,186		172,186	11,215		11,215	75		75
12	委託料	7,906,182	126,528	8,032,710	996,152		996,152	2,531		2,531
13	使用料及び賃借料	207,762		207,762	16,090		16,090	1,635		1,635
14	工事請負費	29,170,963	91,247	29,262,210	1,202,414		1,202,414			
15	原材料費	9,726		9,726						
16	公有財産購入費	870,836		870,836						
17	備品購入費	299,677		299,677	15,599		15,599	32		32
18	負担金、補助及び交付金	7,754,594	5,000	7,759,594	760,788	5,000	765,788	99,112	5,000	104,112
19	扶助費									
20	貸付金	2,876		2,876	2,876		2,876			
21	補償、補填及び賠償金	1,861,774		1,861,774	13,677		13,677			
22	償還金、利子及び割引料	4,000		4,000						
23	投資及び出資金									
24	積立金	160,040		160,040	160,040		160,040			
25	寄附金									
26	公課費	9,723		9,723						
27	繰出金									
	予備費									
	計	53,149,239	222,775	53,372,014	3,689,333	5,000	3,694,333	141,537	5,000	146,537
財	国庫支出金	17,086,284	△14,996	17,071,288	400,421		400,421	3,761		3,761
源	地方債	21,385,000	101,000	21,486,000	765,000		765,000			
内	その他	1,614,249		1,614,249	779,559		779,559	3,414		3,414
訳	一般財源	13,063,706	136,771	13,200,477	1,744,353	5,000	1,749,353	134,362	5,000	139,362



令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		1項 土木管理費		
		4目 建築指導費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	266		266
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	326		326
8	旅費	738		738
	費用弁償	298		298
	普通旅費	4		4
	特別旅費	436		436
9	交際費			
10	需用費	1,507		1,507
11	役務費	75		75
12	委託料	2,531		2,531
13	使用料及び賃借料	1,635		1,635
14	工事請負費			
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	32		32
18	負担金、補助及び交付金	99,112	5,000	104,112
19	扶助費			
20	貸付金			
21	補償、補填及び賠償金			
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金			
25	寄附金			
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	106,222	5,000	111,222
財源	内 国庫支出金	3,761		3,761
	内 地方債			
	内 その他	3,414		3,414
	内 一般財源	99,047	5,000	104,047

令和2年度6月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位：千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	106,600	83	106,683
2	給料	1,005,818		1,005,818
3	職員手当等	520,947		520,947
4	共済費	359,477		359,477
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	32,032	300	32,332
8	旅費	46,940	180	47,120
	費用弁償	9,446	180	9,626
	普通旅費	26,837		26,837
	特別旅費	10,657		10,657
9	交際費	100		100
10	需用費	217,669		217,669
11	役務費	47,879		47,879
12	委託料	1,827,930	8,217	1,836,147
13	使用料及び賃借料	210,829	90,000	300,829
14	工事請負費	1,926,670		1,926,670
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	44,330		44,330
18	負担金、補助及び交付金	1,581,781	129,000	1,710,781
19	扶助費			
20	貸付金	25,110		25,110
21	補償、補填及び賠償金	18,382		18,382
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	168,007		168,007
25	寄附金	18,188		18,188
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	8,158,689	227,780	8,386,469
財源内訳	国庫支出金	1,729,053	218,500	1,947,553
	地方債	1,136,000	3,000	1,139,000
	その他	1,015,390		1,015,390
	一般財源	4,278,246	6,280	4,284,526

# 節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
4款 衛生費		
2項 環境衛生費		
3目 環境衛生連絡調整費		
負担金、補助 及び交付金	・観光需要回復支援事業補助金	10,000
	・新型コロナウイルス感染拡大予防対策推進事業補助金	100,000
4目 環境保全費		
報 酬	・有識者検討会委員	3人
負担金、補助 及び交付金	・リユース容器等活用支援事業補助金	14,000
8款 土木費		
1項 土木管理費		
4目 建築指導費		
負担金、補助 及び交付金	・福祉のまちづくり推進事業補助金	5,000

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>								
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 屋外広告物の劣化等に起因する事故の発生を防止するため、所有者等に広告物の点検義務を課す等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県屋外広告物条例の一部改正 ア 広告物の所有者等は、設置を完了したときは、適正に設置されているかどうか広告物の本体、接合部、支持部分等の点検を行い、その結果を記録しなければならないこととする。 イ 広告物の所有者等は、広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について定期的に点検を行い、その結果を記録しなければならないこととする。 ウ 広告物の表示等の許可を受けた者は、設置完了の届出時及び許可の更新を受けようとするときは、上記の点検結果の記録を提出しなければならないこととする。 エ 知事は、点検義務に違反した者に対し、広告物の除却等の必要な措置を命ずることができるとする。 オ 上記の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとする。 カ 広告物の表示者等に加え所有者及び占有者にも、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう広告物を管理する義務を課すこととする。 キ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 (1) ウの設置完了の届出の受理及び許可の更新の事務（これまで単に許可として行われている事務）を米子市、境港市及び各町村に移譲する。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする（1）カ及びキの一部を除き、令和3年4月1日とする。 イ（1）ウは、施行の前に行われた更新に相当する申請については適用しない。</p> <p>【参考】 1 経緯・背景 (1) 平成27年2月、札幌市で広告物が落下、歩行者を直撃し重傷を負う事故が発生し、その後も全国各地で広告物の事故が相次ぎ、広告物の安全性の確保が全国的な課題となっている。 (2) 平成28年4月、国の屋外広告物条例ガイドライン（自治体の条例制定における技術的助言）が改正されたことを受け、各自治体が屋外広告物の安全点検の義務付けを進めており、現在25道府県で条例が改正され、その他の都道府県でも改正が検討されている。</p> <p>2 規則で定める事項</p> <table border="1" data-bbox="263 1429 1425 1758"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定する予定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検不要な広告物</td> <td>立看板、広告幕、旗・のぼり、貼紙、壁面等に直塗のもの等（他に危害・損傷を与える恐れがないもの）</td> </tr> <tr> <td>有資格者による点検</td> <td>表示面積が10㎡を超えるもの又は高さ（地上から広告物等の上端まで）が4mを超えるものに係る安全点検は、次の有資格者が実施しなければならないものとする。 ①屋外広告士 ②一・二級建築士 ③一・二種電気工事士 ④一～三種電気主任技術者 ⑤技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ）⑥屋外広告物点検技能講習修了者</td> </tr> <tr> <td>点検の頻度等</td> <td>点検頻度：2年以内に1回 記録保存期間：2年</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 許可・指導監督事務の権限 (1) 中核市等について 都道府県、政令指定都市、中核市及び景観行政団体は屋外広告物法により、条例を制定し、広告物の規制ができるとされており、県内で条例を制定している鳥取市（中核市）と倉吉市（景観行政団体）も県の改正に準じて条例を改正する予定。 (2) 知事権限特例条例による権限移譲 他の市町村については、「鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により屋外広告物の許可及び指導監督事務の権限を移譲している。</p>	項目	規定する予定の内容	点検不要な広告物	立看板、広告幕、旗・のぼり、貼紙、壁面等に直塗のもの等（他に危害・損傷を与える恐れがないもの）	有資格者による点検	表示面積が10㎡を超えるもの又は高さ（地上から広告物等の上端まで）が4mを超えるものに係る安全点検は、次の有資格者が実施しなければならないものとする。 ①屋外広告士 ②一・二級建築士 ③一・二種電気工事士 ④一～三種電気主任技術者 ⑤技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ）⑥屋外広告物点検技能講習修了者	点検の頻度等	点検頻度：2年以内に1回 記録保存期間：2年
項目	規定する予定の内容								
点検不要な広告物	立看板、広告幕、旗・のぼり、貼紙、壁面等に直塗のもの等（他に危害・損傷を与える恐れがないもの）								
有資格者による点検	表示面積が10㎡を超えるもの又は高さ（地上から広告物等の上端まで）が4mを超えるものに係る安全点検は、次の有資格者が実施しなければならないものとする。 ①屋外広告士 ②一・二級建築士 ③一・二種電気工事士 ④一～三種電気主任技術者 ⑤技能検定合格者（一・二級広告美術仕上げ）⑥屋外広告物点検技能講習修了者								
点検の頻度等	点検頻度：2年以内に1回 記録保存期間：2年								

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する  
条例

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)

第1条 鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制 (<u>第1条の3—第7条の5</u>)</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。</u></p> <p>第2章 広告物等についての規制</p> <p><u>(広告物等の原則)</u></p> <p><u>第1条の3 広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)は、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害すおそれのないものでなければならない。</u></p> <p><u>2 広告物等は、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない安全なものでなければならない。</u></p> <p>(禁止)</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 東郷池及び<u>これから200メートル以内の地域</u>(知事が指定する地域を除く。)</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(制限)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 広告物等についての規制 (<u>第2条—第7条の4</u>)</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示及び広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制を行うことを目的とする。</p> <p>第2章 広告物等についての規制</p> <p>(禁止)</p> <p>第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 東郷池及び<u>湖山池並びにこれから200メートル以内の地域</u>(知事が指定する地域を除く。)</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(制限)</p>

第3条 略

2・3 略

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、遅滞なく、第7条の3第1項の点検の結果の記録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等にあつては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

5 第1項の許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、第7条の3第2項の点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（適用の除外）

第3条の2 次に掲げる広告物等については、前2条の規定は、適用しない。

（1）～（3） 略

2 略

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の内容の変更）

第4条 略

2 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（管理義務）

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に

第3条 略

2・3 略

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、遅滞なく、第7条の3第1項の点検の結果の記録（建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等にあつては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

5 第1項の許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、第7条の3第2項の点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

（適用の除外）

第3条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）については、前2条の規定は、適用しない。

（1）～（3） 略

2 略

3 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物又はこれを掲出する物件（前項第1号に掲げるものを除く。）のうち知事の許可を受けたものについては、第2条第1項の規定は、適用しない。

4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（許可の内容の変更）

第4条 略

2 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（管理義務）

第7条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理し

対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

(点検義務)

第7条の3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項の規定による検査が行われ、同法第88条第1項において準用する同法第7条第5項の検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の4 略

(除却義務)

第7条の5 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3、第7条の4若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条第5項、第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対

しなければならない。

(広告物等の表示の方法等の基準)

第7条の3 略

(除却義務)

第7条の4 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の

<p>し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第7条の5第1項</u>の規定に違反して広告物等を除却しなかった者</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 略</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第7条の4第1項</u>の規定に違反して広告物等を除却しなかった者</p> <p>(4)～(6) 略</p>
--	---

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
<p>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による広告物の表示等の許可並びに第3条第5項（第3条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可の更新</u></p> <p>(2) <u>第3条第4項（第3条の2第4項及び第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定による広告物の表示等の完了の届出の受理</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>第7条の5第3項の規定による広告物等の除却の届出の受理</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>米子市、境港市及び各町村</p>	<p>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第3条第1項及び第3条の2第3項の規定による広告物の表示等の許可</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>第7条の4第3項の規定による広告物等の除却の届出の受理</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>米子市、境港市及び各町村</p>



(8) 略		(7) 略	
(9) 略		(8) 略	
(10) 略		(9) 略	
(11) 略		(10) 略	
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県屋外広告物条例第2条及び第7条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の鳥取県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第3条第5項（新条例第3条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の鳥取県屋外広告物条例の規定により行われた新条例第3条第5項の許可の更新に相当する許可の申請については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「農産物輸出促進法」という。）に基づく事務について、新たに手数料を徴収する。</p> <p>2 概要 （1）次のとおり新たに手数料を徴収する。 ア 農産物輸出促進法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「農産物輸出促進法施行規則」という。）第4条第1号に規定する衛生証明書 1件につき420円 イ 農産物輸出促進法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定 1件につき10,400円</p> <p>（2）施行期日 施行期日は、公布の日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(265の6) 略</p> <p><u>(265の7) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書 1件につき420円</u></p> <p><u>イ 略</u></p> <p><u>(265の8) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定 1件につき10,400円</u></p> <p>(266)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(265の6) 略</p> <p>(266)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

令和元年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳							
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源		
							国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債			
4	衛生費	2	環境衛生費	国立公園満喫プロジェクト等 推進事業費	緑豊かな自然課	500,228,000	370,958,000	177,442,000			176,000,000	17,516,000	
				自然公園等管理費	緑豊かな自然課	80,703,000	37,941,000	18,560,000				19,381,000	
				生物多様性保全事業費	緑豊かな自然課	8,968,000	550,000					550,000	
6	農林水産業費	3	農地費	農業集落排水事業費	水環境保全課	185,444,000	81,374,000	81,374,000					
8	土木費	5	都市計画費	地域で進めるとつとりの緑 創造事業費	緑豊かな自然課	11,889,000	1,100,000					1,100,000	
				みどりの愛護推進事業費	緑豊かな自然課	5,320,000	2,220,000					2,220,000	
				布勢総合運動公園機能 向上推進事業費	緑豊かな自然課	55,100,000	9,100,000				3,000,000	6,100,000	
				県立都市公園移動 円滑化推進事業費	緑豊かな自然課	131,000,000	65,000,000				65,000,000		
				公園施設長寿命化事業費	緑豊かな自然課	72,000,000	45,000,000	22,500,000			22,000,000	500,000	
				都市公園維持費	緑豊かな自然課	86,247,000	46,403,960					46,403,960	
		6	住宅費	公営住宅整備事業費	住まいまちづくり課	860,753,000	39,910,000	448,000			39,000,000	462,000	
生活環境部 計						1,997,652,000	699,556,960	448,000	299,876,000	0	0	305,000,000	94,232,960

令和元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

生活環境部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源					
						国庫支出金	分担金及び 負担金	その他	地方債		
					円	円	円	円	円	円	
1	流域下水道費	1	流域下水道建設事業費	流域下水道事業費	876,030,000	660,081,180	9,515,295	369,050,590	145,515,295		136,000,000
計			876,030,000	660,081,180	9,515,295	369,050,590	145,515,295		136,000,000		